

教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）【第一条関係】	1
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）【第二条関係】	10

改正後	改正前
<p>（部局の長）</p> <p>第一条 教育公務員特例法（以下「法」という。）<u>第二条第三項の部局の長とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>一 大学（<u>法第二条第三項に規定する大学をいう。以下この条及び第八条において同じ。</u>）の教養部の長</p> <p>二 〇五 （略）</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭等として小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、研修実施者が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、<u>初任者研修を実施する必要がないと認めるもの</u></p>	<p>（部局の長）</p> <p>第一条 教育公務員特例法（法という。以下同じ。）<u>第二条第三項の部局の長とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>一 大学の教養部の長</p> <p>二 〇五 （略）</p> <p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二<u>条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を</u></p>

三〇五 (略)

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする

三〇五 (略)

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする

いう。以下同じ。)、公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する学校(学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。))を含む。同号において同じ。)(又は私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。同号において同じ。))において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該中核市の教育委員会、市(中核市を除く。以下この号において同じ。))町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。))の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第二号及び第五号において同じ。))が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項に規定する初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

一 (略)

二 中堅教諭等資質向上研修を受けたことがある者で、研修実施者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要があると認めるもの

三・四 (略)

五 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

（指導改善研修の対象から除く者）

第五条 次に掲げる者は、指導改善研修の対象から除くものとする。

一・二 (略)

（大学院修学休業の許可の取消事由）

一 (略)

二 他の任命権者が実施する法第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

五 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

（指導改善研修の対象から除く者）

第五条 次に掲げる者は、法第二十五条第一項の指導改善研修（次条第一号において「指導改善研修」という。）の対象から除くものとする

一・二 (略)

（大学院修学休業の許可の取消事由）

第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 大学院修学休業をしている主幹教諭等が正当な理由なく当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

- 二 大学院修学休業をしている主幹教諭等が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

(大学の助手に対する法の規定の準用)

第八条 大学の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条並びに第二十二条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「(公立の小学校等の校長及び教員(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。)を除く。)の研修」とあるのは「の研修」と読み替

第七条 法第二十八条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 大学院修学休業をしている主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

- 二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学(公立学校であるものに限る。)の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条(法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

えるものとする。

2・3 (略)

(高等専門学校の助手並びに高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習助手及び寄宿舎指導員に対する法の規定の準用)

第九条 高等専門学校（公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次項において同じ。）であるものに限る。）の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二條の規定中教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いずれも公立学校であるものに限る。）の実習助手並びに特別支援学校（公立学校であるものに限る。）の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二條の規定中教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第九条 高等専門学校（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條及び第二十九條の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いずれも公立学校であるものに限る。）の実習助手並びに特別支援学校（公立学校であるものに限る。）の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條及び第二十九條の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

(専修学校及び各種学校の校長及び教員に対する法の規定の準用)

第十条 専修学校及び各種学校（いずれも国が設置するものに限る。）の校長及び教員については、法第十一条、第十四条、第二十一条及び第二十二条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

2 専修学校及び各種学校（いずれも地方公共団体が設置するものに限る。）の校長及び教員については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十九条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、法第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、「（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修」とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

(法第三十一条の政令で定める研究施設)

第十一条 (略)

(法第三十四条第一項の政令で定める研究施設研究教育職員等)

第十二条 (略)

第十条 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十九条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。

(新設)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該研究施設研究教育職員の共同研究等への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二・三 (略)

3～5 (略)

附則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条第一項後段に規定する幼稚園等の教諭等の研修実施者が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、同項後段に規定する研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

2 法第三十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該研究施設研究教育職員(法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員のうち、前項に規定する者に限る。以下この条において同じ。)の共同研究等(法第三十四条第一項に規定する共同研究等をいう。以下この条において同じ。)への従事が、当該共同研究等の規模、内容等に照らして、当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであること。

二・三 (略)

3～5 (略)

附則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

(削る)

- 3) 十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例
- 3) 法第二十四条第一項の政令で定める者は、第四条各号に掲げる者のほか、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の法第二十四条第一項の十年経験者研修を受けたことがある者で、研修実施者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

- 4) 法附則第六条第一項に規定する幼稚園等の教諭等についての第四条
第二号及び第五号並びに前項の規定の適用については、当分の間、こ

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

- 3) 第四条第二号及び第五号の規定の適用については、当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚園部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼児連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

- 4) 十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例
- 4) 法第二十四条第一項の政令で定める者は、第四条各号に掲げる者のほか、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の法第二十四条第一項の十年経験者研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるものとする。

(新設)

これらの規定中「研修実施者」とあるのは、「研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）」とする。

5
(略)

5
(略)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後		
<p>第三十九条第四項</p>	<p>（略）</p>	<p>規定</p>
<p>人事委員会</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>研修実施者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）の属する地方公共団体の人事委員会</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（地方公務員法の技術的読替え） 第七条 法第四十七条第一項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用する場合には、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。</p>		
改正前		
<p>第三十九条第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>規定</p>
<p>任命権者</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>任命権者（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（地方公務員法の技術的読替え） 第七条 法第四十七条第一項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用する場合には、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。</p>		

(略)	第四十六条、第四十九條の二第一項及び第五十一條の二		
(略)	人事委員会	任命権者	
(略)	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会	研修実施者	

(略)	第三十九條第四項、第四十六条、第四十九條第四項、第四十九條の二第一項及び第五十一條の二		
(略)	人事委員会	(新設)	
(略)	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会	(新設)	県費負担教職員に係るものにあつては、当該中核市の教育委員会。第四項において同じ。)